

区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所 発行

土地区画整理事業の施行区域内の建物等調査について

去る6月24、25日に開催しました『土地買取り及び建物等調査に関する説明会』に多数のご出席ありがとうございました。

説明会の翌日より、建物等調査について、土地区画整理事業の施行区域内の各権利者の皆様にごあいさつと日程調整にご訪問させていただいております。既に建物等調査を終えた方もいらっしゃると思いますが、お留守等でお会いできず未だ日程調整できていない方につきましては、改めてご訪問させていただきます。

今後とも、本事業にご理解いただきご協力の程よろしく申し上げます。

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理審議会の委員の選挙について（お知らせ）

「区画整理だより（創刊号）」でお知らせしましたように、大和川左岸（三宝）土地区画整理事業施行規程（以下「施行規程」と略します。）第7条の規定に基づき、土地区画整理審議会（以下「審議会」と略します。）を設置するために、審議会委員の選挙を行います。

この審議会は、市町村などの地方公共団体やUR都市機構等が施行する土地区画整理事業において、評価員の選任や仮換地の指定等の法定事項について土地所有者等のご意見を聞くための諮問機関として設置することが義務付けられているものです。

■ 審議会委員の構成、任期

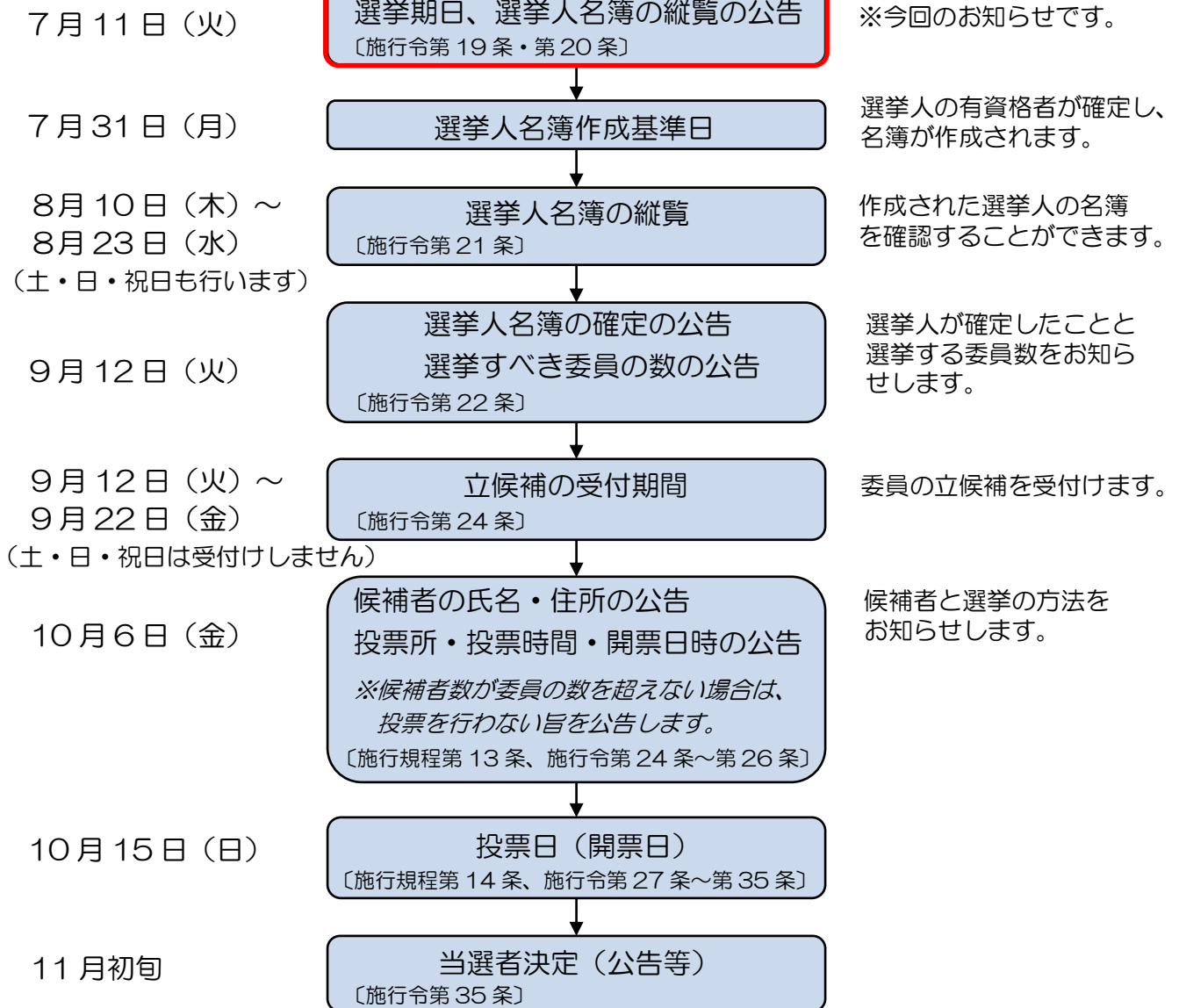
審議会の委員は、施行規程の定めにより、施行地区内の土地所有者及び借地権者の中から選挙によって選出される委員（8名）と、UR都市機構が選任する学識経験を有する委員（2名）の合わせて10名で構成されます。

審議会委員の任期は、審議会委員が決定した日（官報により公告された日）から5年間となります。

（ただし任期中であっても、土地を全て売却される等により施行区域内での所有権及び借地権が無くなってしまうと、その時点で審議会委員の地位も失ってしまいます。）

■ 審議会委員の選挙の流れとスケジュール

平成 29 年



※施行令とは、土地区画整理法施行令の略です。

※〔 〕内の施行規程第〇条や施行令第〇条は、当該手続きの根拠法令等を表します。

【用語の解説】

- 「公告」とは、法令により決められた手続きなどについて、官報への掲載や当機構事務所での掲示によりお知らせすることです。
- 「縦覧」とは、公開が義務付けられた資料を閲覧できるようにすることです。

■ 選挙人（審議会委員に立候補する権利と選挙に投票する権利を有する方）の資格

○ 施行地区内に土地を所有されているか、借地権を持っておられる方

本事業の施行地区内において、平成29年7月30日（選挙人名簿作成基準日の前日）を満了した時点で土地を所有されている方、もしくは借地権を有する方で、かつ選挙人名簿に記載されている方について、お一人につき各一個の選挙権（投票する権利）と被選挙権（立候補する権利）があります。

※「借地権を有する方」とは

借地権とは、借地借家法にいう建物の所有を目的とする地上権と土地の賃借権のことです。借地権を有する方とは、これらの登記がなされている方か、登記されていない場合は平成29年7月28日（金）までに当機構へ借地権の申告を行い、受理された方のことです。借地権を申告される方は、申告書を当機構事務所に用意してありますので、ご連絡下さい。

○共有地の権利を持っておられる方

土地の所有権や借地権を共有されている場合は、予め代表者を選任し当機構へ通知していただくことで、共有名義ごと到一个の立候補する権利と投票する権利を有することができます。代表者を選任される方は、代表者選任通知書を当機構事務所に用意しておりますのでご連絡下さい。

○登記上の名義人や借地権を申告された方が死亡している場合

所有者（登記上の名義人）又は借地権者（申告者含む）が死亡されている場合は、このままでは権利を引き継がれた方に立候補する権利及び投票する権利ともありません。権利を行使できるようにするためには、相続の手続き（登記又は届出）が必要となります。届出される方は、平成29年7月28日（金）までに相続登記を行っていただくか、もしくは相続届出書と相続を証する書面を当機構へ提出して下さい。相続届出書は当機構事務所に用意してありますのでご連絡下さい。なお、相続人が複数の場合には、相続手続きと併せて相続人のうちから代表者を選任して、代表者選任通知書も同時に提出して下さい。

上記の取扱いは、共有地における権利者（所有権又は借地権）のどなたかが死亡されている場合も同様になります。相続の手続きをされていない場合は、共有地に係る投票等の権利は行使できなくなりますのでご注意下さい。

○被選挙権（審議会委員に立候補する権利）の制限

投票日において、次のうち、どれか一つに該当する場合は立候補する権利はありません。

- イ. 未成年者
- ロ. 成年被後見人又は被保佐人（旧民法における禁治産者又は準禁治産者は成年被後見人又は被保佐人とみなされます。）
- ハ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

■選挙人名簿の縦覧について

選挙人名簿は、平成29年7月31日現在で作成し、次の期間に縦覧を行います。

- 1) 縦覧期間：平成29年8月10日（木）から平成29年8月23日（水）まで
（土曜・日曜・祝日も行っています）
- 2) 縦覧時間：午前9時15分から午後5時40分まで
- 3) 縦覧場所：堺市堺区七道西町22 グランデージイワサキB 2階
独立行政法人都市再生機構西日本支社 堺都市再生事務所

なお、選挙人名簿に記載もれ又は誤りがある場合には、縦覧期間中に当機構へ文書で異議を申し出ることができます。（異議申出書は当機構事務所に用意しています。）

■選挙人名簿の確定と定数の公告について

以上の手続きを経て、選挙人名簿が確定した旨の公告を平成29年9月12日（火）に行います。また、この公告に併せて、所有者から選挙される委員の数と借地権者から選挙される委員の数を各々定めて公告されます（改めて「区画整理だより」にてお知らせします）。

■審議会委員の立候補等の手続き等について

候補者の立候補等は、平成29年9月12日（火）から平成29年9月22日（金）まで受け付けます。候補者になるには、自ら立候補届を出していただくか、他の選挙人の方ををご本人の承諾を得た上で推薦していただく（立候補推薦届を出していただく）2通りの方法があります。

受付期間	平成29年9月12日（火）から平成29年9月22日（金）まで ※土曜日・日曜日・祝日は除きます			
受付時間	午前9時15分から午後5時40分まで			
届け出先	堺市堺区七道西町22 グランデージワサキB 2階 独立行政法人都市再生機構西日本支社 堺都市再生事務所 (電話) 072-282-7722			
必要な書類	本人から届出る場合	立候補届	1通	
	推薦による場合	立候補推薦届 立候補推薦届承諾書	1通 1通	※立候補推薦届出者は選挙人あること。 また、同種（所有者又は借地権者）の方に限ります。

※届出に必要な書類の詳細は、当機構事務所までお問い合わせ下さい。

■審議会委員の立候補者名等の公告について

立候補受付期間の後、候補者の氏名と住所を公告します。なお、候補者の数が選挙すべき委員の数をこえない場合は、投票を行わない旨の公告が併せてなされます。

お問合せ先

何かご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問合せください。



独立行政法人都市再生機構 西日本支社
堺都市再生事務所
〒590-0911 堺市堺区七道西町22
グランデージワサキB 2階
TEL：072-282-7722

UR都市機構 堺都市再生事務所について

先日の説明会にて、URの事務所がわかりにくいとのご意見が寄せられましたので、改めてご案内させていただきます。

【事務所への道順】



①イオンモールの南側の市道（三宝高須線）を東へ向かい、南海本線をくぐると、ビルが2つ見えてきます。

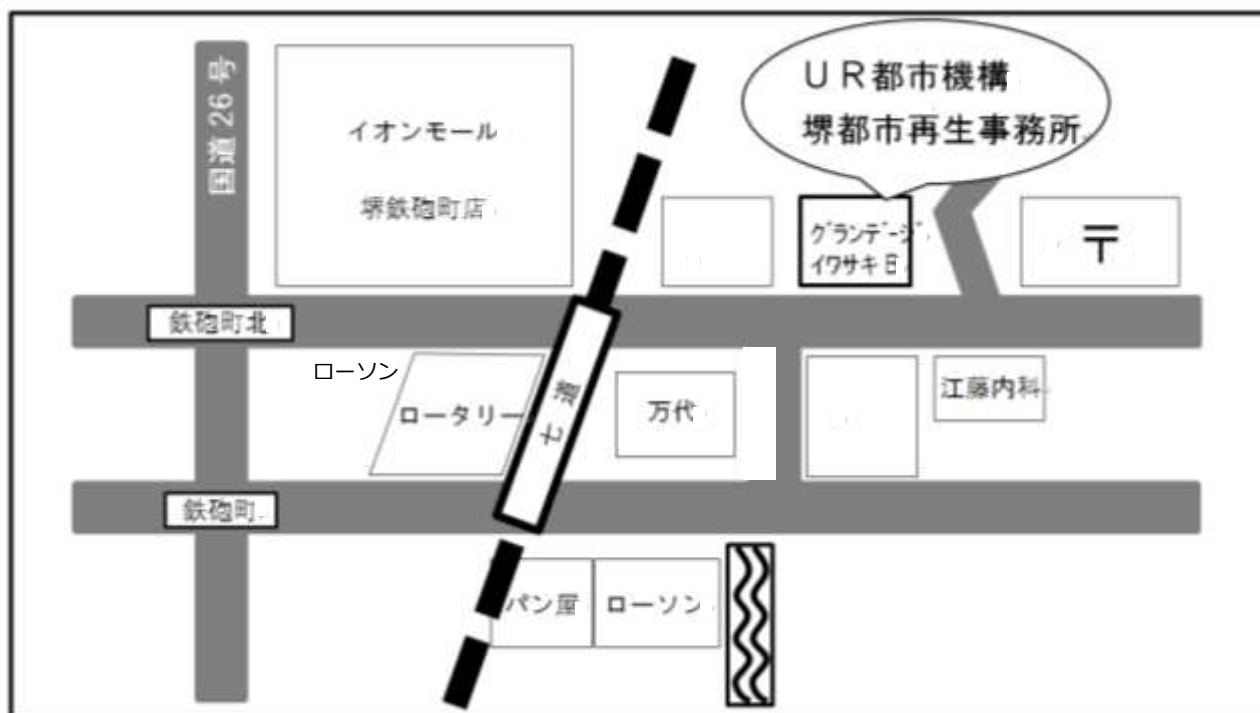


②2つ目（東側）のビルが、グランデージイワサキBです。



③階段を上っていただき、2階がURの事務所となります。

【周辺の地図】



※当事務所にお越しいただく際には、担当者が不在の場合もありますので、予めご連絡をいただければ幸いです。